

# (仮称) 大田区地域未来ビジョン検討会等業務支援委託 仕様書（案）

## 1 件名

(仮称) 大田区地域未来ビジョン検討会等業務支援委託

## 2 目的

大田区基本計画において共通課題とする少子化、つながりの希薄化、担い手不足は喫緊の課題となっている。これに対処するためには、激甚化する自然災害への備えなど安全・安心な生活環境を地域ぐるみで整備するとともに、多様な価値観を持つ区民が互いに尊重し、自ら学び支えあえる地域づくりが必要である。

このため、大田区ならではの地域活動やスポーツ・文化芸術などを実践できる快適な公共空間や環境の創出、地域力を向上させる施策と文化芸術・スポーツの促進策を有機的に進め、「人づくりを軸とした地域づくり」を推進し、新しい価値や豊かさを育み、地域社会・経済振興の好循環を創造し、循環と次世代に継承していく地域ビジョンの構築が不可欠である。

このビジョンの構築、達成には、地域未来創造部が有する地域資源（ヒト・モノ・ハコ・情報）を十分に活かし、各計画の体系化、DXの活用を含む具体的な施策の提案や、これらの施策の実行に必要なデータ、エビデンス、協力体制を整えること等が必要であり、これらについて、民間事業者等が有する知識や技術、経験等を活かし、支援することを本件の目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

受託者は委託者と協議して本委託業務に係る業務計画（工程表を含む）を作成し、その進捗状況を定期的に委託者に報告すること。

## 4 履行場所

大田区指定場所（地域力推進課）

## 5 業務内容

### （1） 地域をとりまく状況（外部環境の変化）の整理

地域課題を理解するためには、地域をとりまく環境がどのように変化

してきたか、また、今後どのように変化していくのかを把握することが欠かせない。そこで、地域未来ビジョン策定の前提として、大田区における人口動態や世帯構成の変化、産業の状況、住まい方（住環境）や働き方（就労場所を含む）の変化、災害発生の予測、公共施設整備等のまちづくりの状況等を把握・整理する。

なお、特別出張所等、委託時点で行政機関がもつ地域活動等の支援機能の整理を併せて行う。

## （2）地域活動等の状況及びコミュニティ施設運営状況の整理

大田区における地域活動、スポーツ・文化芸術活動の状況及びそれらの活動の拠点となる区民センターや文化センター等のコミュニティ施設の運営状況について、既存資料を整理し特徴を把握する。併せて、コミュニティ施設の運営者を対象に、各施設における地域活動等の状況や中間支援の状況、運営上の課題を把握するためのヒアリング調査を行う。

（1）で把握した情報を基に、調査・把握した内容に考察を加え、優先的に対応すべき課題を抽出する。

### ＜整理する資料＞

- ・基礎調査（現在の大田区の自治会町会活動支援施策の分析・評価等）
- ・区民センター、文化センター等コミュニティ施設の状況
- ・（仮称）大田区地域コミュニティセンター検討会等業務支援委託報告書  
(令和2年3月)
- ・令和5・6年度区民協働推進会議活動報告
- ・区民の文化・スポーツ活動の状況

## （3）関連計画の整理

地域未来創造部が主管する以下4つの計画（プラン）を包含する考え方・基本事項の整理を行う。併せて、大田区基本計画、大田区地域福祉計画等、関連の強い計画についても整理する。

- ・『大田区スポーツ推進計画』（令和7年度～11年度）
- ・『大田区文化芸術推進プラン』（令和8年度～15年度）
- ・『「国際都市おおた」多文化共生推進プラン』（令和6年度～10年度）

- ・『おおた生涯学習推進プラン』（令和4年度～8年度）

#### （4）国及び他都市等の動向把握

持続可能な地域コミュニティづくりに関する国の施策、先進的な取組を展開している他都市の施策、地域での実践的な取組事例等を収集・整理する。

事例の収集に際しては、（1）から（3）までを踏まえるとともに、スポーツ・文化芸術活動との連携や中間支援の充実による地域活動のエンパワメント等、大田区として参考となる事例を収集すること。

#### （5）（仮称）大田区地域未来ビジョン（素案）の作成

以上で整理した内容を踏まえ、地域未来創造部が有する地域資源を十分に活かし、持続可能な地域コミュニティづくりを推進するための「（仮称）大田区地域未来ビジョン（素案）」を作成する。

素案作成に当たっては、次の事項を検討し、盛り込むことを想定している。

##### ア 特別出張所再編による地域支援機能強化

経営資源（窓口人員）の再配分と地域力推進業務の拡充による「地域力推進センター」の展開の方向性を検討する。

※ 窓口配置における質・量は本庁舎窓口やオンライン申請等全体最適化の中で別途検討する。

##### イ 文化・スポーツを基盤とした地域活性化

イベントの深化、活動支援、施設など活動の場の充実、地域プロモーション、マーケティングなど多様な観点による地域のスポーツ・文化資源を活用したプログラムの再構築により、地域コミュニティの活性化に向けた方向性を検討する。検討に当たっては、大田区文化芸術推進プラン及び大田区スポーツ推進計画の考え方を踏まえるとともに、（公財）大田区文化振興協会・（公財）大田区スポーツ協会など外郭団体とのパートナーシップによる施策展開を含めた方向性を検討する。

##### ウ 自治会・町会、青少年対策地区委員会等地域コミュニティ支援のあり方

大田区の自治会・町会の加入率の減少に歯止めをかけるため、また自

治会等の活動の停滞の要因となっている「役員の業務負担増加」や「新たな担い手不足」などの様々な課題を解決するため、有効な大田区の持続可能な自治会・町会活動支援施策を推進するための指針を得ることを目的とし、持続可能な自治会・町会活動支援施策について検討する。併せて、青少年対策地区委員会のあり方についても、同様に検討する。

## エ 中間支援機能のあり方

地域包括支援センターや地域福祉コーディネーターは基より、特別出張所や区民活動（支援）施設なども含め、自主的な地域活動を支援するための中間支援機能について検討する。中間支援機能の検討に当たっては、令和5・6年度区民協働推進会議活動報告を基に、大田区区民協働推進条例の改正も視野に検討を進める。

## オ 区民センター、文化センター等コミュニティ施設のあり方

区民センターは、地域振興関連施設として今日に至る。文化センター（旧青年館）は、教育委員会が所管してきたが、組織上は平成15年度に特別出張所に移管され、平成27年度に社会教育関係団体事務も地域力推進部へ移管された。区民センター・文化センター以外の区民利用施設も増設され、区民センターは改築・改修などを機に区民活動施設に、文化センターは、生涯学習の拠点として、そのあり方の一定の整理がなされている。令和2年3月に策定された（仮称）大田区地域コミュニティセンター検討会等業務支援委託に係る報告書を基本に、地域で活動する団体等の支援に関する事業の見直し、施設の総量を含む施設配置の再編など、そのあり方について検討を進める。

## （6） 地域未来ビジョン検討会補助

（1）から（4）までを踏まえ、年度内に2回程度開催する検討会における論点整理（地域未来ビジョン策定に向けた論点の整理）、資料作成、記録作成を行う。

## （7） その他

（5）の「（仮称）大田区地域未来ビジョン（素案）」及び（6）に記載の検討会の結果等を踏まえ、地域未来ビジョンの策定、達成に必要な実行体制

を検討し、提案する。

また、(1)から(6)まで及び上記の実行体制について取りまとめ、報告書を作成する。

## 6 成果物

報告書（各10部）、関連資料、記録作成等を含む電子データDVD-Rを1枚提出すること。

## 7 秘密の保持

受託者は、本委託に基づく業務で知り得た情報を委託者以外の第三者に漏らしてはならない。このことは、本委託契約終了後も同様である。

## 8 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括で支払う。

## 9 その他

- (1) 本仕様書にない業務でも、本委託目的を達成するために必要なものは積極的に提言すること。
- (2) 調査は委託者と協議のもとを行い、必要な資料や情報については事前に申し出ること。
- (3) 各所属及び各職員に協力を求める業務については、委託者と事前に協議すること。
- (4) 業務の実施に伴い、受託者が委託者の有する資料・情報等を必要とするときは、事前に委託者に申し出ること。委託者はその必要性を認めたときは、これらを受託者に提供する。
- (5) 受託者は、委託者の求めに応じて会議及び打合せ等に参加し、議事録を作成すること。
- (6) 雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (7) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (8) 本委託に関して記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により決定するものとする。